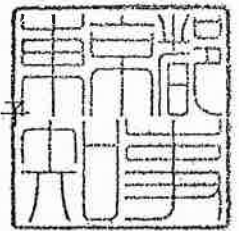


28 福保保国第 632 号
東京都国民健康保険委員会

東京都国民健康保険委員会条例（昭和 28 年東京都条例第 36 号）第 2 条の規定により、下記の事項について貴会の意見をお伺いいたします。

平成 28 年 11 月 7 日

東京都知事
小池 百合子



記

1 諮問事項

平成 29 年度の東京都国民健康保険調整交付金の配分割合について

2 諮問理由

東京都国民健康保険調整交付金については、東京都国民健康保険調整交付金条例（平成 17 年東京都条例第 156 号）において、交付金の総額を、国民健康保険法第 72 条第 2 項第 1 号に規定する算定対象額の百分の九に相当する額とし、種類別に、普通調整交付金の総額は交付金の総額の九分の六に相当する額、特別調整交付金は九分の三に相当する額と規定している。

しかし、平成 27 年度からの保険財政共同安定化事業の拡大による区市町村への財政影響を緩和するため、貴会の答申を得て、平成 28 年度まで、普通調整交付金と特別調整交付金の配分割合について経過措置を設けてきたところである。

また、平成 27 年 5 月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成 30 年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることとなった。

このため、平成 29 年度の東京都国民健康保険調整交付金の配分割合について審議する必要がある。